

平成23年度 【 学園研究費助成金 】 研究成果報告書

学部名 現代マネジメント

フリガナ ハヤシ ナカノブ
氏名 林 仲宣

研究期間 平成23年度

研究課題名 申告納税制度における相続税法の今日的意義

研究組織

	氏名	学部	職位
研究代表者	林 仲宣	現代マネジメント	教授
研究分担者			
研究分担者			

1. 本研究開始の背景や目的等 (200字～300字程度で記述)

平成22年12月に公表された平成23年度税制改正大綱は、政権の不安定さと大震災の影響でその完全な実施は不可能とされるが、同大綱で示された相続税法の改正案による増税策はいわゆる相続税対策の模索する納税者に衝撃を与えた。この相続税法改正は、平成23年度税制改正においては実現されなかったが、マスコミ報道によれば、改正は必至であるとされている。相続税は、従来から富裕層を対象とする税制と考えられてきたが、今後、財政問題の解決手段のひとつとして税制改正に盛り込まれるとするならば、その対象は大きく広がる。このことを踏まえ、相続の在り方及び相続税の負担公平に対する法令遵守について納税者の視点から考察した。

2. 研究方法等 (300字程度で記述)

- ① 相続制度の再検討：平成23年中に非嫡出子の相続差別に関する最高裁判決が出される模様であり、仮に違憲判決が出された場合に、民法の改正と伴う相続税制の改正と内容についてその方向性を探る。
- ② 相続税回避事例の研究：相続税回避を目的としたと指弾される事例における最高裁判決の動向と今後の対策を検討する。

3. 研究成果の概要 (600字～800字程度で記述)

相続税制について考察する場合には、①民法領域を根底に置く相続対策、②相続税対策として相続税の対象となる相続財産の範囲と評価の検討、③相続税納税資金対策としての相続財産処分にもなく課税問題、の3点に分類できる。

①については、現行制度の違憲性が論議されている非嫡出子の相続差別に関する最高裁判決が出される予測があったが、相続人間の和解により棄却された。しかし、すでに民法の改正案において相続差別は廃止されていることから、民法改正に伴う相続税制の対応について考察した。

②については、最高裁判所が相続税・贈与税事案において、納税者に有利又は納税者の主張を尊重する判決を継続して判示していることに注目し、起こるべき相続税制改正を踏まえ、今後の動向について検証した。

③については、納税資金対策として発生した譲渡所得に対する課税事案を中心に相続税法と所得税法の関係について検討した。

4. キーワード (本研究のキーワードを1以上8以内で記載)

①相続対策	②相続税対策	③相続税納税資金対策	④贈与税
⑤	⑥	⑦	⑧

5. 研究成果及び今後の展望 (公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著者名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもの数件を記載。)

3.研究成果の概要の①について下記に掲載

「相続税の視点からみる非嫡出子の相続分規定」『税法学』(日本税法学会編)第566号(創立60周年記念号)平成23年11月)315～325頁

3.研究成果の概要の②について下記に掲載予定(寄稿済み)

「最近の相続税事案における最高裁判決の論理」『梶山論集』第43号(社会科学篇)

3.研究成果の概要の③について下記に掲載予定(寄稿済み)

判例研究「遺産分割に係る弁護士費用の経費性—譲渡所得における取得費の意義—」『社会とマネジメント』(現代マネジメント学部編)第9巻第2号